

岐阜県公報

令和八年二月十三日 (金曜日)

目 次

規 則

岐阜県クリー二ング業法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課)

五
一
ページ

岐阜県規則第二号
令和八年二月十三日

岐阜県知事 江崎禎英

規 則

岐阜県クリー二ング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県規則第二号
令和八年二月十三日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

五
一
ページ

岐阜県規則第二号

告 示

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

(地域福祉課)

五
一
ページ

岐阜県規則第二号

指定介護機関の廃止の届出

(同)

五
一
ページ

岐阜県規則第二号

医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定

(森林保全課)

五
一
ページ

岐阜県規則第二号

保安林に指定する予定である旨の通知

(道路維持課)

五
三
ページ

岐阜県規則第二号

道路の供用開始

(同)

五
三
ページ

岐阜県規則第二号

附 則

岐阜県クリー二ング業法施行細則 (昭和二十五年岐阜県規則第四十号) の一部を次のように改正する。

別記第八号様式及び別記第十号様式から別記第十一号様式までの規定中「個人登録」「性別登録・年齢登録」を「個人登録」に改める。

「個人登録」

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県クリー二ング業法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県クリー二ング業法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月十三日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山

知

岐阜県告示第六十一号

岐阜県人事委員会規則第一号
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第一項第二十八号中「四日」を「六日」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

告 示

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年二月十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

居宅介護事業者等の名称
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類
居宅介護事業所等の名称
在地

居宅介護事業所等の所
指 定 年 月 日
在地

有限会社みどり調剤薬局

関市辻井戸町一 五六

居宅療養
管理指導

みどり調剤薬局

関市辻井戸町一 五六 令和八・一・一

同

同

介護予防
居宅療養
管理指導

同

同

同

岐阜県告示第六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年二月十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所 在地 廃 止 年 月 日

株式会社セラム

愛知県名古屋市北区曾根一丁目二六番三号

通所介護 護事業所 けあらーず可児指定通所介

可児市川合北一丁目一 令和 七・一一・三一

同 同 同

介護予防 通所介護 同

同 同 同

岐阜県告示第六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国を促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国を促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年二月十三日

岐阜県知事 江崎禎英

| 氏 名 | 施術所等の名称 | 施術所の所在地又は施術者の住所 | 年月日定 |
|-----|---------|------------------------------|---------|
| 餅田仁 | むげん接骨院 | 羽島郡岐南町伏屋三一九八一 コ一ボカワタ二〇三号室 | 令和七・二・一 |

岐阜県告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年二月十三日

岐阜県知事 江崎禎英

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年二月十三日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月十三日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供

| 国一道般 | 類の道種路 |
|----------|-------------------------|
| 路線名 | 区間 |
| 七百五十号 | 路線名 |
| 同市同字同一三〇 | 下呂市馬瀬黒石字横波一三〇 三番地先から |
| 三・四 | ル(メート)長 |
| 六・二・三 | 供用開始の期日 |
| 七・三・一四 | ほ示変決(備考)か年月の又区域日告はの考 |

令和八年二月十三日

岐阜県知事 江崎禎英

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
 なお、その関係図面は、令和八年二月十三日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

| 国一道般 | 類の道種路 |
|----------|-------------------------|
| 路線名 | 区間 |
| 六百五十号 | 路線名 |
| 同市同字同一三〇 | 下呂市八幡町美山字池洞二〇 九番地先から |
| 三・九 | ル(メート)長 |
| 六・二・三 | 供用開始の期日 |
| 七・七・八 | ほ示変決(備考)か年月の又区域日告はの考 |

用を開始するので告示する。
 なお、その関係図面は、令和八年二月十三日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐阜県知事 江崎禎英

令和八年二月十三日

| 県道 | 類の道種路 |
|-------------|------------------------|
| 路線名 | 区間 |
| 瀬戸門和佐線 | 路線名 |
| 同市同字三ノ樽尾一一七 | 下呂市火打字大場野一一五三 番地先から |
| 三・九 | ル(メート)長 |
| 六・二・三 | 供用開始の期日 |
| 五・一・二七 | ほ示変決(備考)か年月の又区域日告はの考 |